



連続講座 2019

講義概要*

*予定です

第5回：2019.10.24

ソフトウェア取引を巡る法的トラブル

【Q A方式で解説】

1 ソフトウェア取引の種類と法的性格

2 ソフトウェア開発委託契約における法的問題とその対応

【Q A例】

- 「ソフトウェアに関する（一切の）権利はユーザーへ帰属する。」という条項で翻訳・翻案等に関する権利（著作権法第27条）及び二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（著作権法第28条）はユーザーへ移転するでしょうか。
- ある特定の発注者から、システムの開発を受注しました。このシステムでは、当社が保有していたモジュールを使います。またこの受注において新たに作成したプログラムのうち、その一部が汎用性があると考えました。
そこで、これらの当社モジュールや新規作成の汎用モジュールを、今後他社にも提供ができるようにしたいのですが...
- 損害賠償規定に「個別契約に定める契約金額の範囲内において損害賠償を支払うものとする。」との規定があります。そうすると、いかなる場合もこの範囲の賠償額にとどまるということでしょうか。

3 ソフトウェア使用許諾契約における法的問題とその対応

【Q A例】

- ライセンサー（著作権者）が倒産した場合にユーザーは従来通りソフトウェアを使用できますか。ライセンサーが著作権を第三者へ譲渡した場合はどうでしょうか。

4 ソフトウェア保守契約における法的問題とその対応

【Q A例】

- 保守契約を締結しているので、ソフトウェアの故障について修理を依頼しました。保守契約は準委任契約だと聞くので、ソフトウェアが修復されなくても、何も文句が言えないのでしょうか。

・・・等